

一般社団法人長崎県労働基準協会

役員の定年、報酬、退職金、永年勤続等功労表彰に関する規程

(平成 24 年 2 月 8 日理事会決議)

(目 的)

第 1 条 この規程は、当法人の役員の定年、報酬及び退職金、永年勤続等功労表彰等に関する基本事項を定めるものである。

(役 員)

第 2 条 役員とは、定款第 21 条に定めるものをいい、このうち定款第 21 条第 3 項に基づき選任された専務理事を常勤役員という。

(任期及び定年)

第 3 条 役員の任期は、定款第 25 条の定めるところによるものとし、役員の在任年齢は満 66 歳に達する日の前日までとする。

- 2 常勤役員の職にある者であつて特別の事情がある場合は、前項の規程にかかわらず引き続き役員に就任することができるものとする。ただし、この場合であっても当該役員の在任は満 70 歳に達する日の前日までとする。
- 3 任期中に前各号に規程する年齢に達した役員は、当該任期が満了するときまでとする。

(報 酬)

第 4 条 役員報酬は、常勤役員以外には支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は、役員就任時または再任される時に会長が決定し、定款第 27 条の規定により総会の承認を得るものとする。
- 3 常勤役員の報酬は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年 4 月 3 日法律第 95 号、附則平成 17 年 11 月 7 日法律第 113 号)第 6 条により定める行政職俸給表(一)の 5 級から 7 級の範囲内で決定するものとする。

(退職金)

第 5 条 常勤役員の退職金は、事務局職員退職金規程を準用して適用する。

(永年勤続等功労表彰)

第 6 条 役員で 10 年以上にわたり当協会に多大な功績功労があつた場合は審査のうえ表彰する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、定款附則 1 の設立登記の日から施行する。